

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、給付金を支給します。



■ **給付金の支給額** 1世帯当たり10万円

■ **対象世帯と申請方法**

住民税非課税世帯
令和3年12月10日時点で阿久比町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の「住民税均等割が非課税」の世帯



阿久比町から確認書が届きます。(2月4日以降順次発送予定)
※ 内容を確認して返送してください。

家計急変世帯
新型コロナウイルスの影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間で収入が減少し、世帯全員の1年間の収入が「住民税非課税相当」となった世帯



申請が必要です。申請期間内に住民福祉課(9番窓口)にお越しください。
申請期間: 2月4日(金)～9月30日(金)

※ 詳しくは町ホームページ(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/rinjitokubetsukyufukin.html>)をご覧ください。

■ **問い合わせ先** 住民福祉課社会福祉係 ☎(48) 1111 (内1121・1122)



申請はお済みですか? 低所得の子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

対象となる方で、申請がまだお済みでない方は早めに申請してください。対象者や所得制限など、詳細は町ホームページをご覧ください。

ひとり親世帯の方 児童扶養手当の支給対象相当の収入である方
http://www.town.agui.lg.jp/ka/kosodate_seikatusien.html

ひとり親世帯以外の方 令和3年度の住民税(均等割)非課税相当の収入である方
http://www.town.agui.lg.jp/ka/ko_seikatusienkyufu.html

※ 令和3年4月以降にどちらかの給付金を受給済みの方は対象外となります。

■ **支給額** 児童1人当たり5万円

■ **申請期限** 2月28日(月)

■ **申請・問い合わせ先** 子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1124)



◀ひとり親世帯の方



◀ひとり親世帯以外の方

在宅介護支援センターをご存じですか?



■ **こんなときは、まずお電話ください!**

「介護保険のことをもっと知りたい」「介護保険のサービスを使いたい」など、さまざまな介護の相談を「在宅介護支援センター」がお聞きします。運営時間は午前9時から午後5時までですが、特別養護老人ホーム(阿久比一期一会荘)と連携し、24時間対応できる体制にしています。

■ **在宅介護支援センターとは?**

介護に関する相談や、福祉サービスを利用するための連絡や調整など、さまざまな相談に乗る最も身近な相談窓口です。役場に代わって相談業務を行う公的な相談窓口なので、お気軽に安心してご相談ください。

阿久比町在宅介護支援センター(阿久比一期一会荘内) ☎(47) 0639

■ **問い合わせ先** 健康介護課介護保険係 ☎(48) 1111 (内1125)

